

岩手県告示第 451 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 5 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 282 号

（2）供用開始の区間

ア 岩手郡滝沢村滝沢字砂込 1182 番 4 地先内

イ 岩手郡滝沢村滝沢字留が森 365 番 3 地先から 347 番 194 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 5 月 25 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 5 月 25 日から同年 6 月 25 日まで

2（1）路線名 456 号

（2）供用開始の区間 紫波郡紫波町彦部字暮坪 155 番地先から字定内 385 番地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 5 月 25 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 5 月 25 日から同年 6 月 25 日まで